

厚生労働大臣が定める掲示事項

令和7年12月

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づき歯科診療を行う保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、厚生労働省九州厚生局に届出を行なっています

当院の開設管理者は院長である我如古清太です

・歯科初診料の注1に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有しております、研修を受けた歯科医師及びスタッフが常勤しております。また、口腔内に使用する歯科医療機器を患者さん毎に交換し、専用機材を用いて消毒、洗浄、滅菌を行い、院内感染防止に対応する体制を整えております。

・歯科外来診療安全対策加算1

医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置し、自動体外除細動器(AED)を保有し、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しております。

・歯科外来診療感染対策加算1

院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しております。

・明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進指定いく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。公費負担医療制度などで一部負担金がない患者さんも同様になります。なお、明細書には使用した薬剤の名前や行われた検査の名前が記載されたものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を踏まえて明細書の発行を希望しない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。また当院では、証明書や診断書など保険外負担につきましてはその実費の負担をお願いしております。

・歯科疾患管理について

当院では、継続的な管理を必要とする歯科疾患に対する治療において、患者さんと協力して行う口腔管理や病状が改善した歯科疾患等の再発防止や重症化予防について評価するため、月に1回「歯科疾患管理料」を算定しております。

・クラウン・ブリッジの維持管理

当院で装着した冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行なっております。異常があればお早めにご相談ください。冠やブリッジが外れた場合は、捨てずに当院まで持参してください。

・CAD/CAM冠、インレー

当院は歯科用CAD/CAM冠及びインレーと呼ばれるコンピューター支援設計・製造ユニットを用いて作製される補綴装置を用いて治療を行っております。

・当院では個人の権利や利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責任と考えます。個人情報保護に関する方針を定めており、職員及び関係者に周知徹底をはかり、個人情報保護に努めます。